

# はり・きゅう あん摩・マッサージ 柔道整復(整体・接骨)

# の施術の受け方

## 【はり・きゅうの施術の受け方】

はり・きゅうの施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として後期高齢者医療保険（健康保険）の対象となります。保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

### 健康保険の対象となる場合

下記の①、②の両方の要件を満たす場合のみ、対象となります。

その場合、被保険者の方は、療養費の支給が受けられることにより、個々の負担割合に応じた金額を負担することになります。

#### ①対象となる傷病名

◇神経痛 ◇リウマチ ◇五十肩 ◇頸腕症候群 ◇腰痛症 ◇頸椎捻挫後遺症

#### ②医師がはり・きゅうの施術について同意していること

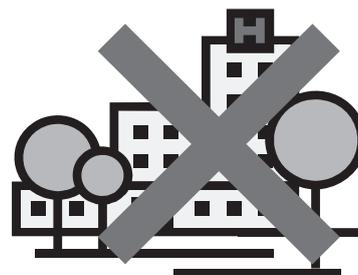
医師による適当な治療手段がなく（医療機関において治療を受けたが、治療の効果が現れなかった場合等）、はり・きゅうの施術を受けることを認める「医師の同意」がある場合です。《初回申請時には、医師の同意書を添付しなければなりません》

### はり・きゅう施術を受ける場合の注意事項

#### 1 医療機関で治療を受けながらの施術は認められません！

はり・きゅうの施術について、健康保険による給付を受けることができるのは、医師による適当な治療手段がない場合のみです。したがって、はり・きゅうの施術を受けながら、並行して医療機関で同一の傷病に対する診療を受けた場合には、はり・きゅうの施術は、健康保険の対象とはなりません。

※医師からシップや薬を処方された場合も、治療行為となり、はり・きゅうの施術は健康保険の対象とはなりません。



#### 2 定期的に医師の同意が必要です

健康保険を使って継続して「はり・きゅうの施術」を受けるには、3ヶ月ごとに同意が必要です。医師の同意のない施術は、健康保険の対象となりません。

## 【あん摩・マッサージの施術の受け方】

あん摩・マッサージの施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として後期高齢者医療保険（健康保険）の対象となります。保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

### 健康保険の対象となる場合

#### ■医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

被保険者の方は、療養費の支給が受けられることにより、個々の負担割合に応じた金額を負担することになります。

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、治療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限ります。

※疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険の対象とはなりません。

《初回申請時には、医師の同意書を添付しなければなりません》

### あん摩・マッサージ施術を受ける場合の注意事項

#### ■定期的に医師の同意が必要です

健康保険を使って継続して「あん摩・マッサージの施術」を受けるには、3ヶ月ごとに同意が必要です。医師の同意のない施術は、健康保険の対象となりません。

## 【柔道整復(整体・接骨)の施術の受け方】

柔道整復(整体・接骨)の施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として後期高齢者医療保険（健康保険）の対象となります。保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

### 健康保険の対象となる場合

下記の①、②の両方の要件を満たす場合のみ、対象となります。